

(名称)

第1条 本委員会の名称は、沖縄鉄軌道費用便益分析検証委員会（以下、「委員会」という。）とする。

(設置目的)

第2条 沖縄県による沖縄鉄軌道の費用便益分析の検討内容について専門的見地から検証を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 需要予測及び便益算出に用いた前提条件及び手法に関する検証
- (2) 需要予測及び便益の試算結果に関する検証
- (3) その他、前条の目的のため、委員会が必要と認める事項

(委員会)

第4条 委員会は、沖縄鉄軌道の構想段階検討時における3検討委員会（計画、技術、プロセス）のうち、別表に掲げる交通計画分野に関する学識経験者で構成する。

2 委員会には委員長を置くこととし、委員長は、計画検討委員会の委員長とする。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 委員会には副委員長を置くこととし、副委員長は、計画検討委員会の副委員長とする。

5 委員長に事故がある時は、副委員長がこれを代行するものとする。

6 委員会は、委員の総数の過半数（テレビ電話等の参加含む）をもって成立するものとする。

7 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(第三者性)

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、特定の立場や利害を代表してはならない。

(情報公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報や企業等機密事項等、公開に適さない情報を取り扱う場合は、委員長の判断に基づき、委員会および記録を非公開とすることができるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人を識別させる情報や個人の権利利益を害する恐れのある情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、沖縄県企画部交通政策課に置く。

2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、第2条の目的が達成したときまでとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、委員会において定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

(別表)

沖縄鉄軌道費用便益分析検証委員会 委員名簿

構想段階検討時における 所属委員会	専 門	氏 名	所属・役職
計画検討委員会委員長	国土・交通政策 社会基盤政策 地域政策	森地 茂	東京大学 名誉教授 東京工業大学 名誉教授 政策研究大学院大学 名誉教授・客員教授
計画検討委員会副委員長	交通計画	上間 清	琉球大学 名誉教授
計画検討委員会委員 プロセス運営委員会委員長	国土・交通計画 合意形成	屋井 鉄雄	東京工業大学副学長 環境・社会理工学院 教授
計画検討委員会委員 技術検討委員会委員長	都市計画 交通計画 物流計画	兵藤 哲朗	東京海洋大学 海洋工学部 教授
計画検討委員会委員	国土・土木 交通計画・交通工学	藤井 聡	京都大学大学院 工学研究科 教授
技術検討委員会委員	土木計画 交通計画 社会基盤マネジメント	金子 雄一郎	日本大学 理工学部 教授